

改正の必要性

- 現行の地球温暖化対策の推進に関する法律では、京都議定書に基づく削減約束に対応して、京都議定書目標達成計画を策定することとされているが、平成24年末を以て京都議定書第一約束期間が終了し、現行の京都議定書目標達成計画に基づく取組も平成24年度末を以て終了する。
- 我が国は、京都議定書第二約束期間（平成25～32年）に加わらないものの、気候変動枠組条約下のカンクン合意に基づき、平成25年度以降も引き続き地球温暖化対策に取り組む。
- このため、今後の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国による地球温暖化対策計画の策定を規定する等の所要の措置を規定する必要がある。

改正内容（案）

- 1. 温室効果ガスの種類の追加**
三ふっ化窒素を温室効果ガスの種類として追加する。
- 2. 地球温暖化対策計画の策定**
国は、地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出削減目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等を内容とする地球温暖化対策計画を策定するものとする（少なくとも3年ごとに検討を加え、必要に応じ変更する）。
- 3. 地球温暖化対策推進本部の所掌事務の変更等**
地球温暖化対策計画の案は、地球温暖化対策推進本部において作成することとする。
平成27年までに、長期的展望に立ち、国際的に認められた知見を踏まえ、施行状況について検討を加え、法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。